

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○道路の区域変更（2件）（道路課）	1
○令和5年度後期技能検定試験の実施（雇用労働政策課）	1
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出（2件）	5
○政治団体の届出事項の異動の届出	5
○政治団体の解散の届出	6
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	6

## 告 示

### 高知県告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年9月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 宿毛津島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町坂本字ホキ道456番1	前	9.0 } 29.4	65
	後	9.0 } 31.5	65

### 高知県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年9月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 松原窪川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町宮内字仁井屋敷1274番2から 高岡郡四万十町西川角字田代936番1まで	前	3.1 } 6.0	507
	後	3.3 } 10.9	507

## 公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和5年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和5年9月1日

高知県知事 濱田 省司

- 実施する等級、検定職種等  
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。  
(1) 特級職種  
鋳造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造  
(2) 一級及び二級職種  
さく井（ロータリー式さく井工事業）、工場板金（機械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、自

動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業又は和菓子製造作業）、建築大工（大工工事業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事業又は改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事業）、ガラス施工（ガラス工事業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業又は組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業又は広告面粘着シート仕上げ作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

### (3) 三級職種

造園（造園工事業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

### (4) 単一等級職種

電子回路接続（電子回路接続作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事業）

### 2 実施期日、実施場所等

#### (1) 実技試験

##### ア 実施期日

令和5年12月4日（月）から令和6年2月11日（日）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する

日  
 イ 実施場所  
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所  
 ウ 手数料  
 検定職種ごとに次のとおりとする。  
 (ア) 特級、一級、二級、三級 (高等学校に在学する者  
 その他の知事が別に定める者を除く。) 及び単一等級  
 職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
鋳造	(特級職種)	18,200円
金属熱処理		
機械加工		
工場板金		
めっき		
仕上げ		
機械検査		
電子機器組立て		
電気機器組立て		
半導体製品製造		
自動販売機調整		
油圧装置調整		
建設機械整備		
婦人子供服製造		
プラスチック成形		
パン製造		
さく井		

	作業
工場板金	機械板金作業
	数値制御タレットパンチプレス板金作業
電子回路接続	電子回路接続作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業
	集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業
自動販売機調整	自動販売機調整作業
時計修理	時計修理作業
油圧装置調整	油圧装置調整作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
パン製造	パン製造作業
	菓子製造
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業
型枠施工	型枠工事作業

未満の在職者にあつては、  
 9,200円)

鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業	
	鉄筋組立て作業	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
防水施工	塩化ビニル系シート防水工事作業	
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業	
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業	
バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業	
ガラス施工	ガラス工事作業	
金属材料試験	機械試験作業	
	組織試験作業	
塗装	鋼橋塗装作業	
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業	
	広告面粘着シート仕上げ作業	
舞台機構調整	音響機構調整作業	
機械検査	機械検査作業	15,100円 (25歳未満の在職者にあつては、 6,100円)
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	
和裁	和服製作作業	13,300円 (25歳

機械・プラント 製図	機械製図手書き作業	未滿の在職者にあつては、 4,300円)
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

備考 この表において「25歳未滿の在職者」とは、技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

(イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
造園	造園工事作業	12,100円（25歳未滿の在職者にあつては、3,100円）
機械加工	普通旋盤作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
シーケンス制御	シーケンス制御作業	
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業	
家具製作	家具手加工作業	
プラスチック成	射出成形作業	

形		
建築大工	大工工事作業	
かわらぶき	かわらぶき作業	
配管	建築配管作業	
型枠施工	型枠工事作業	
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業	
	鉄筋組立て作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	
機械検査	機械検査作業	10,100円（25歳未滿の在職者にあつては、2,900円）
和裁	和服製作作業	8,900円（25歳未滿の在職者にあつては、2,900円）
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

備考 この表において「25歳未滿の在職者」とは、技能検定における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であるもの（出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

- エ 問題の公表  
 実技試験の問題は、あらかじめ令和5年11月27日（月）に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。
- (2) 学科試験  
 ア 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。  
 (ア) 特級職種

検定職種	実施期日
鑄造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形 パン製造	令和6年1月28日（日）

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
機械検査 シーケンス制御 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	令和6年1月21日（日）
さく井 工場板金 自動販売機調整 時計修理 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 和裁 パン製造 防水施工 カーテンウォール施工	令和6年1月28日

機械・プラント製図 バルコニー施工	
舞台機構調整	令和6年1月31日(水)
半導体製品製造 プリント配線板製造 帆布製品製造 菓子製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 電気製図 塗装 広告美術仕上げ 電子回路接続	令和6年2月4日(日)

(ウ) 三級職種

検定職種	実施期日
シーケンス制御 内燃機関組立て 配管 型枠施工	令和6年1月21日
造園 時計修理 冷凍空調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	令和6年1月28日
機械加工 機械検査 電子機器組立て プリント配線板製造 プラスチック成形 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 広告美術仕上げ	令和6年2月4日

- イ 実施場所  
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料  
3,100円
- 3 受検の申請手続
  - (1) 提出書類
    - ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)
    - イ 受検手数料振込金領収書(写し)
    - ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
  - (2) 書類の提出先  
高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会  
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
  - (3) 書類の受付期間  
令和5年10月2日(月)から同月13日(金)まで(郵送による場合は、令和5年10月13日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
  - (4) 技能検定受検申請書の交付  
技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会で作成する。  
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。
  - (5) 手数料の納付方法等  
手数料は、申請書に添えて納付すること。  
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。  
受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。
- 4 合格者の発表等  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、令和6年3月8日(金)に高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。
- 5 技能検定合格証書等の交付  
特級、一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。  
また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。
- 6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中村市大用土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年9月1日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	伊勢脇精藏	四万十市大用521番地
〃	佐竹 等	〃 〃 498番地1
〃	森本 深	〃 〃 700番地の33
〃	佐竹 洋和	〃 〃 382番地1
〃	面村 浩司	〃 〃 274番地2
〃	坂本 隆文	〃 住次郎1349番地2
監事	平野 正	〃 大用261番地
〃	戸田 康幸	〃 〃 43番地1
(就任)		
理事	伊勢脇精藏	四万十市大用521番地
〃	佐竹 等	〃 〃 498番地1
〃	森本 深	〃 〃 700番地の33
〃	佐竹 洋和	〃 〃 382番地1
〃	面村 浩司	〃 〃 274番地2
〃	坂本 隆文	〃 住次郎1349番地2
監事	戸田 康幸	〃 大用43番地1
〃	平野 祥智	〃 〃 261番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、吉原土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年9月1日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
監事	亀川 正	香南市吉川町吉原859番地1
(就任)		
監事	福井 信雄	香南市野市町下井634番地1 エリヴェールのいち201号

-----  
選挙管理委員会告示-----  
高知県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月1日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の 区域を単位として 設けられる支部	届出年 月日
自由民主党高知県 高知市第九支部 (久保 博道)	宇佐 洋祐	高知市春野町南ケ丘六丁目9-2	○	令和5・ 7・5

## 高知県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項（同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月1日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
溝渕まさあき後援会	溝渕 正晃	澤村 理香	南国市大埴乙1528	令和5・ 7・ 5
新生・高知市を創る会	向井 和至	廣瀬 達也	高知市唐人町3-8 東武ハイライン803号	令和5・ 7・ 6
久保のりひと後援会	久保 徳仁	久保 徳仁	土佐市蓮池2326番地 ポヌール・アヴニールⅢ103	令和5・ 7・ 26
高野光二郎後援会	高野 光二郎	高野 慶	高知市札幌13番16号	令和5・ 7・ 31

備考 「高野光二郎後援会」については、令和5年7月31日に主たる活動区域の異動の届出があり、高知県選挙管理委員会届出に変更になった。

## 高知県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月1日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区	名称	代表者の	会計責任	主たる事	異動
---	----	------	------	------	----

分	(代表者の氏名)	氏名	者の氏名	務所の所在地	年月日
旧	自由民主党高知県看護連盟 (吉川 美穂)	佐光 真由美	異動なし	異動なし	令5・7・1
新		吉川 美穂			
旧	自由民主党安田町支部 (松本 行正)	黒岩 円	異動なし	安芸郡安田町正弘2	令5・7・10
新		松本 行正		安芸郡安田町安田2674-5	
旧	自由民主党東洋町支部 (福島 登)	小松 照	異動なし	安芸郡東洋町白浜223-3	令5・7・22
新		福島 登		安芸郡東洋町大字白浜60-2	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	高知県看護連盟 (吉川 美穂)	佐光 真由美	異動なし	異動なし	令5・7・1
新		吉川 美穂			
旧	橋本としお後援会 (前田 平)	橋本 敏男	橋本 多代子	異動なし	令5・7・24
新		前田 平	橋本 正義		

**高知県選挙管理委員会告示第76号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月1日  
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
戸梶あきら後援会	戸梶 章	令4・4・17
わかかわ慎太郎後援会	脇川 慎太郎	令4・12・31
島岡信彦後援会	徳橋 千賀子	令5・7・10
長山雅一後援会	長山 雅一	令5・6・30
細川博史後援会	松下 勝幸	令5・7・18

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年9月1日  
高知県監査委員 様  
高知県監査委員 5 高行管第109号  
令和5年6月29日

高知県知事  
令和4年度行政監査結果に対する措置について（通知）  
令和5年2月24日付け4高監報第15号で報告のありました、令和4年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

**第1 監査委員の意見**

1 応急活動のための食料・飲料水等

(1) 保管場所について

幡多福祉保健所はハザードマップの洪水浸水想定区域に位置しているが、応急活動にあたる職員の食料等の備蓄物

資が1階会議室で保管されていた。

浸水により使用に影響がでるおそれがあるため、上層階への移動など備蓄物資の保管場所について検討されたい。

総合防災拠点の運営は、南海トラフ地震対策推進地域本部や出先機関の職員等が行うことになっているが、運営にあたる職員の食料等は、所属する出先機関において保管されており、総合防災拠点には保管されていなかった。発災後は食料等を総合防災拠点に移動することが困難となり、食料を確保できないことが懸念される。

危機管理・防災課においては、拠点に参集する職員の食料等については、あらかじめ総合防災拠点で保管を行うよう検討されたい。

(2) 備蓄物資の適切な管理について

幡多福祉保健所では、便袋について物品出納・管理簿と現物の数量が一致していなかった。

物品の管理にあたっては、適宜現物との照合を行い、備蓄物資の適切な管理を行われたい。

高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領において、食肉衛生検査所に係る管理責任者が規定されていなかった。

総務事務センターにおいては、管理責任者が明確になるよう高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領の見直しを行われたい。

また、管理責任者が適宜現物との照合を行い、備蓄物資の適切な管理を行うよう指導されたい。

**第2 措置の内容**

1 応急活動のための食料・飲料水等

(1) 保管場所について

ア 幡多福祉保健所

幡多総合庁舎1階が津波浸水想定区域でないことは確認していましたが、洪水浸水想定区域であることは、確認不足により把握できていませんでした。

については、備蓄物資の保管場所を庁舎の3階に移動しました。また、管理責任のある幡多福祉保健所（1階）と保管場所（3階）が別フロアとなるため、定期的に保管数量を確認するよう管理を徹底することとしました。さらに、再発防止に向けて、保健政策課から部内各所属（出先機関含む）に対して災害時備蓄物資の管理徹底について通知し、改めて保管場所の確認を徹底しました。

イ 危機管理・防災課

参集職員用の備蓄物資を保管する必要性については各総合防災拠点毎に実状が異なることから、改めて確認を行い、必要のある総合防災拠点については、以下の措置を行います。

(ア) 備蓄倉庫や拠点内施設において、参集職員用の備蓄物資を保管するスペースの確保について、関係

者と協議を行います。

(イ) 総合防災拠点に参集する南海トラフ地震対策推進地域本部職員や出先機関の職員の備蓄物資は、各職員が所属する庁舎管理者が管理していることから、備蓄物資管理者と協議を行います。

(2) 備蓄物資の適切な管理について

ア 幡多福祉保健所

令和元年度の物品出納・管理簿を更新する際に、物品出納・管理簿と総務事務センター作成の平成25年度の「災害時職員用備蓄物資 配付実績」を確認したところ、物品出納・管理簿の便袋の数量(400袋)と当該配付実績(500袋)が一致していませんでした。そのため、実際は400袋しかないにもかかわらず、現物を確認せずに、物品出納・管理簿を配付実績の数量に修正したことが原因です。

本来、幡多福祉保健所で管理すべき食肉衛生検査所に係る便袋1箱(100袋)については、衛生環境研究所で保管されていることが判明したため、当該備蓄物資を幡多福祉保健所で保管することとしました。

今後物品の管理を行う際には、現物との照合を行うよう徹底します。

また、再発防止に向けて、保健政策課から部内各所属(出先機関含む。)に対して災害時備蓄物資の管理徹底について通知し、改めて備蓄物資の適切な管理を徹底しました。

イ 総務事務センター

高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領(以下「管理要領」という。)において、過去の一部改正時に誤って記載を削除したことにより、食肉衛生検査所に係る管理責任者が規定されていない状態となっていました。

令和5年3月31日付けで管理要領を一部改正し、「職員数が少ないため各部局へ配送し、各部局の定めるものを管理責任者とする所属」に食肉衛生検査所を追記して管理責任者の明確化を図りました(令和5年4月1日施行)。

また、備蓄物資の管理については、管理要領に基づいて各管理責任者に毎年度末の現在高報告を求め、管理状況を確認していますが、幡多福祉保健所の便袋については物品出納・管理簿と現物の数量が一致していない状態になっていました。

本年度からは現在高報告に加えて、定期的な現物照合について管理責任者に文書で周知し、より適切に管理が行われるよう徹底します。

5 高教政第284号  
令和5年6月30日

高知県監査委員 様

高知県教育長

令和4年度行政監査結果に対する措置について(通知)

令和5年2月24日付け4高監報第15号で報告のありました、令和4年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 監査委員の意見

(1) 保管場所について

青少年センターでは、施設の宿泊利用者用の備蓄物資の保管場所を把握しているのは、管理職等一部の職員のみであった。

発災後の対応を円滑に行えるよう、応急活動にあたる職員へ備蓄物資の保管場所を周知されたい。

(2) 備蓄物資の適切な管理について

高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領第7条では、備蓄物資を有効活用する場合に使用する備蓄物資は、保存期限までの残り期間が1年未満のものとし、活用する場合は事前に総務事務センター課長の了解を得ることになっているが、青少年センターでは、この規定に該当しない物資について、総務事務センター課長の了解を得ないまま払出しを行っていた。また、払出しの時期等について、物品出納・管理簿に適切な記載が行われていなかった。

備蓄物資を有効活用する場合は、高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領の規定に留意のうえ、必要な手続きを行うとともに、適宜現物との照合を行い、物品出納・管理簿に払出しの状況を記載し、物品の適切な管理を行われたい。

また、青少年センターでは、青少年教育施設の宿泊利用者用の備蓄物資について、物品出納・管理簿と現物の数量が一致していないものがあつた。

物品の管理にあたっては、適宜現物との照合を行うとともに、物品出納・管理簿に払出し等の状況を適切に記載されたい。

(3) 備蓄物資の有効活用について

ア 県立学校の児童生徒・職員用

室戸高等学校においては、応急活動のために備蓄されている食料が有効活用されないまま賞味期限を過ぎているものがあつた。

賞味期限を過ぎて保管している備蓄物資について、早急に対応を検討されたい。また、今後賞味期限を迎える備蓄物資については、防災訓練や学校行事における配布など有効活用に努められたい。保存期間が経過し、やむを得ず有効活用することができないと認められる備蓄物資については、高知県立学校災害時等児童生徒及び教職員用備蓄物資

管理要領第11条の規定に基づき、学校安全対策課長に協議のうえ必要な手続きを行われたい。

学校安全対策課においては、他の県立学校においても同様の事例がないか確認のうえ備蓄物資の適切な管理を行うよう指導されたい。

イ 青少年教育施設の宿泊利用者用

青少年センターにおいて、宿泊利用者用として備蓄されている食料が有効活用されないまま賞味期限を過ぎているものがあつた。

賞味期限を過ぎて保管している備蓄物資について、早急に対応を検討されたい。また、今後賞味期限を迎える備蓄物資については、防災訓練や主催事業における配布など有効活用に努められたい。保存期間が経過し、やむを得ず有効活用することができないと認められる備蓄物資については、県立青少年教育施設利用者用備蓄物資管理要領第11条の規定に基づき、生涯学習課長に協議のうえ必要な手続きを行われたい。

生涯学習課においては、他の青少年教育施設においても同様の事例がないか確認のうえ備蓄物資の適切な管理を行うよう指導されたい。

2 措置の内容

(1) 保管場所について

青少年センターでは、保管スペースの関係等から宿泊利用者用備蓄物資を体育館2階に保管し、そのことについて職員間の共有が十分にできていませんでした。今回の指摘を受け、宿泊室のある本館宿泊棟2階多目的ホールに保管スペースを確保し、令和5年3月9日に、備蓄物資を移設し、保管場所、品名、数量及び賞味期限について職員間で共有しました。

また、職員用備蓄物資については、「備蓄物資(職員用)」と明示し、本館宿泊棟1階事務室内に保管し、保管場所、品名、数量及び賞味期限について職員間で共有しました。

(2) 備蓄物資の適切な管理について

青少年センターでは、職員用備蓄物資の一部について、青少年センターの主催事業において参加児童に配付していましたが、保存期間までの残り期間が1年以上のものを配布し、かつ総務事務センター課長の了解を得ていませんでした。また、払出時期等について物品出納・管理簿に適切な記載が行われていませんでした。

今後、備蓄物資の有効活用にあたっては、保存期限を必ず確認し、高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領の規定に基づき、必要な手続きを確実に行うとともに、物品出納・管理簿と現物の数量の照合は、必ず複数人で適切に記載します。

また、青少年センターにおいて、物品出納・管理簿にアルファ米の払出しを記載する際、誤って飲料水のページに記載したことにより、物品出納・管理簿と現物の数量が一致しない状態になっていました。今後は、物品出納・管理簿と現物の数量の照合は、必ず複数人で行い、適切に記載します。

(3) 備蓄物資の有効活用について

ア 県立学校の児童生徒・職員用

室戸高等学校から学校安全対策課に対して、高知県立学校災害時等児童生徒及び教職員用備蓄物資管理要領第11条の規定に基づく廃棄処分の協議がなされ、令和5年3月17日付けで廃棄を完了しています。

また、今回の指摘を受け、学校安全対策課から全県立学校に対して、備蓄物資の管理状況の確認を行ったところ、賞味期限切れの備蓄物資の在庫のある学校はありませんでしたが、高知県立学校災害時等児童生徒及び教職員用備蓄物資管理要領第11条の規定に基づく廃棄処分の協議を行うことなく廃棄をしている学校がありました。

これらのことを受け、学校安全対策課から、令和5年3月22日付けで備蓄物資の適切な管理及び有効活用についての通知文を県立学校へ発出しました。

今後は、学校安全対策課においても、毎年、県立学校の備蓄物資の状況を確認し、適切な管理に努めます。

イ 青少年教育施設の宿泊利用者用

青少年センターの宿泊利用者用備蓄物資のうち、飲料水については、今後、除草剤を使用する際の希釈用水として使用します。

また、賞味期限を経過したアルファ米については、期限の残っている備蓄物資と混同することがないように保管し、令和5年度内に廃棄処分費用を確保のうえ、県立青少年教育施設利用者用備蓄物資管理要領第11条の規定に基づく廃棄処分協議を行い、廃棄します。

また、今回の指摘を受け、生涯学習課から他の青少年教育施設に対して、備蓄物資の管理状況の確認を行ったところ、賞味期限切れの備蓄物資の在庫のある施設がありました。

これらのことを受け、生涯学習課から、令和5年3月24日付けで宿泊利用者用備蓄物資の適切な管理等についての通知を宿泊施設を設置する県立青少年施設へ発出し、改めて、「県立青少年教育施設利用者用備蓄物資管理要領（令和2年12月策定）」を周知することで、適切な管理について徹底を図りました。併せて、職員用備蓄物資についても、宿泊利用者用と混同しない適切な管理を実施すること及び有効活用や廃棄を行う際の「高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領」に基づく手続きを行うことについて周知を図りました。

今後は、生涯学習課においても、毎年、青少年教育施設の備蓄物資の状況を確認し、適切な管理に努めます。